

健康経営宣言『まず教職員が健康でなければ健康な生徒育成はできない』

学校法人米子永島学園米子松蔭高等学校は、これまで生徒と教職員が元気に楽しく生活できる学園づくりを目指して各種の取り組みを実践してきました。この度、「教員の働き方改革」と「中央教育審議会答申」の趣旨を重視し、教職員と生徒の健康を第一に考えて、一人ひとりが自らの健康増進を一層意識し、心身ともに健康で生き活きと働き・学ぶ事ができる教職員・生徒の健康づくりを積極的に行っていくことを宣言します。

2024年9月1日 理事長

参考１．「働き方改革関連法」参議院付帯決議11項「教員の働き方改革」

●教員の厳しい勤務実態や学校現場の特性を踏まえつつ、ICTやタイムカード等による勤務時間の客観的な把握等適正な勤務時間管理の徹底、労働安全衛生法に規定された衛生委員会の設置及び長時間勤務者に対する医師の面接指導など、長時間勤務の解消に向けた施策を推進すること。

参考２．中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

●教員の「子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは子供のためにならないものである。」と、教員の長時間労働を生み出す職場風土の問題を指摘し、「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行う事が出来るようになるという、今回の働き方改革の目指す理念を関係者全員が共有しながら、それぞれがそれぞれの立場でできる取組を直ちに実行することを強く期待する。」と、子供のためにこそ働き方改革を進めるべきとも指摘している。